

## ソーシャルメディア公式アカウント運用方針

(令和2年4月17日学長決裁)

[令和3年8月25日最終改正]

### (趣旨)

第1条 この運用方針は、公式ウェブサイト運用方針第7条に基づき、ソーシャルメディア公式アカウント（以下「本学アカウント」という。）に関する運用方針に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 島根大学公式ウェブサイトの補助的な情報発信を行うため、本学の教育・研究・医療及び社会貢献活動並びに大学運営に関する情報を広く発信することで、本学への理解を深め、本学への関心を高めることを目的とする。

### (定義)

第3条 この運用方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「各部局」とは、学部及び本部をいう。
- 二 本学アカウントとは、次のものをいう。
  - イ 第4条第1項に定めるソーシャルメディア。
  - ロ 各部局が、その組織名を用いて運営するアカウントで、理事（総務・労務、情報セキュリティ担当）が許可したもの。
  - ハ 学生広報サポーターが運営するアカウントで、理事（総務・労務、情報セキュリティ担当）が許可したもの。

### (本学アカウント情報)

第4条 以下のソーシャルメディアは企画広報課が管理・運営を行う。

SNS名	登録名称	ページ (URL)
Facebook	島根大学	<a href="https://www.facebook.com/ShimaneUniv/">https://www.facebook.com/ShimaneUniv/</a>
LINE	島根大学 LINE	<a href="https://page.line.me/shimane-univ">https://page.line.me/shimane-univ</a>
Twitter	島根大学	<a href="https://twitter.com/Shimane_Univ1">https://twitter.com/Shimane_Univ1</a>
Youtube	島根大学チャンネル Shimane University	<a href="https://www.youtube.com/user/ShimaneUniv">https://www.youtube.com/user/ShimaneUniv</a>

- 2 前項に定めるもののほか、第3条第2号ロに基づき設置したソーシャルメディアは、各部局において管理・運営を行う。
- 3 第3条第2号ハに基づき設置したソーシャルメディアは、企画広報課の管理のもと、学生広報サポーターが運営を行う。
- 4 前3項に定める本学アカウントは、島根大学公式ウェブサイトにおいて、公表する。

(設置申請)

第5条 各部局において、本学アカウントの設置を希望する場合は、各部局長は、ソーシャルメディア公式アカウント設置申請書(別紙様式1)を理事(総務・労務、情報セキュリティ担当)に提出するものとする。

(運用)

第6条 本学アカウントの管理・運営にあたっては、次の事項に基づき実施するものとする。

- 2 島根大学ソーシャルメディアガイドライン(平成29年9月7日学長決裁)を遵守すること。
- 3 本学アカウントは情報発信のみに利用し、本学アカウントを通じた意見や問い合わせに対しては原則として、個別の対応は行わない。
- 4 本学アカウントへの意見・質問がある場合は、本学ウェブサイトの「島根大学へのお問い合わせ」(<https://www.shimane-u.ac.jp/inquiry/>)を利用する。
- 5 本学アカウントにおけるアクション(Facebookにおいては「いいね」及び「シェア」、Twitterにおいては「いいね」及び「リツイート」)は、原則として、公的機関、教育機関並びに本学の関係組織及び関係団体以外については行わない。ただし、災害等の緊急時には、一般のアカウント等に対して必要に応じて行う場合がある。
- 6 前項によりアクションを行った場合においても、特定のアカウントに対する本学からの支持を表すものではない。

(免責事項)

第7条 本学は、ソーシャルメディアの利用者(以下「利用者」という。)がアカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負わない。

- 2 本学は、利用者により投稿された本学アカウントに対するコメント等について一切責任を負わない。
- 3 本学は、本学アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- 4 コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は本学に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本学に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(利用者による書き込みの削除等)

第8条 以下の各号に該当する場合、予告なく削除やアカウントのブロック等を行う場合がある。

- 一 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- 二 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- 三 政治、宗教活動を目的とするもの

- 四 著作権，商標権，肖像権など本学又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- 五 広告，宣伝，勧誘，営業活動，その他営利を目的とするもの
- 六 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 七 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- 八 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- 九 他のユーザー，第三者等になりすますもの
- 十 有害なプログラム等
- 十一 わいせつな表現などを含む不適切なもの
- 十二 本学の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- 十三 本学の発信する内容に関係ないもの
- 十四 その他，本学が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(著作権について)

第9条 本学アカウントの内容について，私的利用又は引用等著作権法上認められた行為を除き，本学に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う場合は，適宜の方法により，必ず出所を明示するものとする。

(運用方針の周知・変更等)

第10条 本方針の内容は本学ウェブページに掲載する。また，本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

附 則

この要項は，令和2年4月17日から実施する。

附 則

この要項は，令和3年5月11日から実施し，令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は，令和3年8月25日から実施する。

決 裁 欄			
理事（総務・労務、情報セキュリティ担当）	企画部長	起 案	
		企画広報課長	広報グループ

承認

非承認

(理由)

## ソーシャルメディア公式アカウント設置申請書

別紙様式 1

令和 年 月 日

理事（総務・労務、情報セキュリティ担当） 殿

所 属 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

ソーシャルメディアアカウント設置について申請します。

記

申 請 種 別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 廃止
利 用 目 的	
利 用 組 織 名	
利用サービス名称	<input type="checkbox"/> Twitter <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> LINE <input type="checkbox"/> Youtube <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> その他 ( )
利用アカウント名	
U R L	
「公式アカウント一覧」への掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (希望しない理由: )
利用開始期間	<input type="checkbox"/> 既に利用開始 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
利用終了期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
管 理 責 任 者	
運 用 担 当 者	